

UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款

現行	改正												
<p>料金表 通則 (料金の計算方法など) 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="168 400 1099 786"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 400 636 432">区分</th> <th data-bbox="645 400 1099 432">計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="168 438 636 470">(略)</td> <td data-bbox="645 438 1099 470">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 477 636 786">(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)</td> <td data-bbox="645 477 1099 786">この約款に規定する額により行います。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	計算方法	(略)	(略)	(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)	この約款に規定する額により行います。	<p>料金表 通則 (料金の計算方法など) 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="1140 400 2072 719"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 400 1608 432">区分</th> <th data-bbox="1617 400 2072 432">計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 438 1608 470">(略)</td> <td data-bbox="1617 438 2072 470">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 477 1608 719">(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)</td> <td data-bbox="1617 477 2072 719">この約款に規定する額により行います。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	計算方法	(略)	(略)	(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)	この約款に規定する額により行います。
区分	計算方法												
(略)	(略)												
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)	この約款に規定する額により行います。												
区分	計算方法												
(略)	(略)												
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)	この約款に規定する額により行います。												
<p>(消費税相当額の加算) 19 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。 (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料 (2) 国際通話に関する料金 (3) <u>他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金</u> (4) <u>国際SMS送信に関する料金</u> (通話料に限ります。)</p>	<p>(消費税相当額の加算) 19 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。 (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料 (2) 国際通話に関する料金 (3) <u>国際SMS送信に関する料金</u> (通話料に限ります。)</p>												

第1表 料金
第3 通話料
1 適用
通話料の適用については、第46条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第76条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用									
(1) <u>在圏区分及び通話区分の適用</u>	ア 当社は、通話料を適用するため、通話を次のとおり区分します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通話区分</th> <th>適用する通話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域内・地域隣接県通話</td> <td>その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点が、沖縄県内又はそれに隣接する県内となる通話</td> </tr> <tr> <td>地域隣接県外通話</td> <td>地域内・地域隣接県通話以外の通話</td> </tr> </tbody> </table>	通話区分	適用する通話	地域内・地域隣接県通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点が、沖縄県内又はそれに隣接する県内となる通話	地域隣接県外通話	地域内・地域隣接県通話以外の通話		
	通話区分	適用する通話							
	地域内・地域隣接県通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点が、沖縄県内又はそれに隣接する県内となる通話							
地域隣接県外通話	地域内・地域隣接県通話以外の通話								
イ アに規定する区分は、移動無線装置が接続されている無線基地局設備の所在する場所又は協定事業者の電気通信回線設備の終端の所在する場所に基づき、当社が別に定めるところにより適用します。									
ウ アに規定する区分は、通話を開始した時点の区分を適用し、その通話が終了するまで変更しません。									
	エ 当社が別に定める地域又は電気通信設備へ行った通話については、アの規定にかかわらず、当社が定める通話区分を適用します。								
(2) <u>昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分の適用</u>	ア 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後7時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯区分	時間帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間
	時間帯区分	時間帯							
	昼間	午前8時から午後7時までの間							
	夜間	午後7時から午後11時までの間							
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間								
イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時間帯区分	時間帯							
時間帯区分	時間帯								

第1表 料金
第3 通話料
1 適用
通話料の適用については、第46条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第76条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用	
(1) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(2) <u>削除</u>	<u>削除</u>

	<u>土曜日・日曜日・祝日</u>	<u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 11 時までの間</u>		
(略)	(略)		(略)	(略)
(4) ローミングの通話料の適用	<u>ア ローミングの契約者回線から行った通話に係る料金については、UQmⅡ約款において特定事業者がその契約者回線の契約者に適用する料金額と同額とします。</u> <u>イ 相互接続点からローミングの契約者回線への通話に係る料金については、2-3に規定する料金額を適用します。</u>		(4) ローミングの通話料の適用	ローミングの契約者回線から行った通話に係る料金については、UQmⅡ約款において特定事業者がその契約者回線の契約者に適用する料金額と同額とします。
(略)	(略)		(略)	(略)

2 料金額

2-1 通常通話に係るもの
(表略)

2-2 国際通話に係るもの
(表略)

2-3 相互接続点からの通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額10円(税込額11円)

(2) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区分	料金額			
	次の秒数までごとに10円			
通話料	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
地域内・地域隣接県通話	11.5秒	14.5秒	14.5秒	20.5秒
地域隣接県外通話	9.0秒	14.5秒	14.5秒	18.5秒

2 料金額

2-1 通常通話に係るもの
(表略)

2-2 国際通話に係るもの
(表略)

附則 (21-OCT 営-005号)

(実施時期)

1 この約款は、令和3年9月2日から実施します。

2～8 (略)

(a u契約又はU Q m I契約の契約解除料の支払いに関する経過措置)

9 この約款実施の日以降、番号移行又は契約移行によるU Q m o b i l e II契約の申込みがあった場合、U Q m o b i l e II契約者は、その番号移行に係るa u契約又は契約移行に係るU Q m I契約の契約解除料(それぞれ当社のa u約款又はU Q m I約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)の支払いを要しません。

10 この約款実施の日から当社が別に定める日までの間、前項の取扱い(a u契約の契約解除料に係るものに限ります。)は、U Q m o b i l e II契約の申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のU Q m o b i l e 通信サービスIIの料金から、a u契約の契約解除料と同額を減算する方法により行います。

附則 (21-OCT 営-005号)

(実施時期)

1 この約款は、令和3年9月2日から実施します。

2～8 (略)

(a u契約又はU Q m I契約の契約解除料の支払いに関する経過措置)

9 この約款実施の日以降、番号移行又は契約移行によるU Q m o b i l e II契約の申込みがあった場合、U Q m o b i l e II契約者は、その番号移行に係るa u契約又は契約移行に係るU Q m I契約の契約解除料(それぞれ当社のa u約款又はU Q m I約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)の支払いを要しません。

10 削除

	<p><u>附則 (21-OCT 営-009 号)</u> <u>(実施時期)</u> 1 この改定規定は、令和3年10月1日から実施します。 <u>ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定については、次表のとおりとします。</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 328 1693 432"><u>下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定</u></td> <td data-bbox="1693 328 2069 432"><u>令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に開始した通話について実施します。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 432 1693 608"><u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定</u></td> <td data-bbox="1693 432 2069 608"><u>令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。</u></td> </tr> </table> <p><u>備考 上欄に定める当社所定のサービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。</u> <u>(料金等の支払いに関する経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>(その他)</u> 3 令和3年9月2日から実施の附則第10項について、「削除」に改めます。</p>	<u>下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定</u>	<u>令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に開始した通話について実施します。</u>	<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定</u>	<u>令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。</u>
<u>下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定</u>	<u>令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に開始した通話について実施します。</u>				
<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定</u>	<u>令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。</u>				